

石川県行財政改革大綱 2007

平成19年3月策定

石 川 県

目 次

はじめに	1
I 基本理念	2
II 基本の方針	2
III 行財政改革の実施方法	4
IV 行財政改革の内容	
1 長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備	
(1) 時代の要請に的確に対応する組織体制の整備	6
(2) 環境変化に対応した組織改正	6
2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持	
(1) 財政の健全性維持に向けた基本方針	7
(2) 歳入確保に向けた取り組み	8
(3) 歳出全般の見直し	9
3 時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し	
(1) 時代の変化を踏まえた事務事業の廃止・見直し	12
(2) 役割分担を踏まえた事務事業の市町・民間への移管	13
(3) 公社外郭団体等の見直し	14
(4) 審議会等の見直し	17
4 事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化	
(1) 民間ノウハウの活用	17
(2) 地方独立行政法人制度の活用・検討	18
(3) 事務処理の工夫による業務の効率化・適正化	19
(4) 施設・資産の有効活用と適正管理	20
(5) 職員のモチベーションの強化と環境の整備	21

～ は じ め に ～

国・地方を通じた厳しい財政状況の中、県民の皆様への必要な行政サービスを維持確保していくためには、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を推進していくことが求められている。

本県では、これまでも、行財政運営の見直しに積極果敢に取り組んできたところであり、とりわけ、平成14年12月に策定（平成17年3月一部改定）した「新行財政改革大綱」（実施期間：平成15年度から平成19年度）については、定員適正化計画の着実な実施により、職員の削減目標を1年前倒して達成できたほか、盛り込まれた各種の改革項目についても、取組期間を1年残し、概ね達成できる見込みである。

しかしながら、本県の財政状況は、職員の退職手当、社会保障関係経費、公債費といった義務的経費の増嵩により、更に厳しくなることが見込まれており、こうした中であって、長期構想の着実な実現を図るためには、これまでも増して、強固な行財政基盤を確立していくことが求められている。

また、地方行政の分野においては、「地方分権改革推進法」の制定により、第二期地方分権改革に向けて確かな第一歩が踏み出され、その受け皿として地方公共団体は、益々その自立性を発揮していかなければならず、こうした県政を取り巻く環境を踏まえると、行財政改革の取り組みを一層強化することが必要である。

行財政改革は、限られた経営資源の中で、自己決定・自己責任の地方分権時代にふさわしい柔軟で機動的な行財政システムの構築を目指すものであり、本県の将来の発展のためにも、不断かつ果敢に取り組むべき改革である。

今後の行財政運営の指針として本大綱を策定し、全庁挙げて以下の諸改革にしっかり取り組み、県民の負託に応えていきたい。

I 基本理念

コスト・スピード・サービスの質を重視した、県民の視点に立った行財政運営

II 基本の方針

地方分権が更に進展する中、健全財政の維持を図りつつ、長期構想の着実な実現をなし得る、時代に適応した「自立的かつ持続可能な行財政基盤の確立」を目指し、組織・業務のあり方全般にわたり、これまでの取り組みをさらに深く掘り下げる。

このため、長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備、厳しい財政状況の下での財政健全性の維持、時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し、事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化に関する諸改革を実施する。

1 長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応した政策を実行するため、「人、モノ、財源」といった限られた経営資源を最大限に活かし、地方分権の担い手として、コンパクトで効率的な組織づくりを推進する。

2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

限られた経営資源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に答えていくため、歳入の確保に努めるとともに、定員適正化計画の見直し、職員費の削減をはじめ、歳出全般の見直しにより、行政のスリム化と財政健全性の維持を図る。

3 時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し

行政サービスの「選択と集中」を進めるとともに、住民の利便性向上につながる業務の市町への移管を進めるほか、公社外郭団体についても、県や民間との役割分担の観点からの業務の見直しを進めるとともに、自立化及び経営効率化を推進する。

4 事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

民間事業者が実施しうる業務についての委託の拡大、指定管理者制度の導入施設の拡大といった民間ノウハウの活用を推進するとともに、地方独立行政法人制度の活用・検討、事務処理の工夫、資産の有効活用と適正管理など業務の効率化を推進する。

Ⅲ 行財政改革の実施方法

1 実施期間

平成19年度～平成23年度（5年間）

2 実施体制

（1）県民の意見、提案の行財政改革への反映

行財政改革に関する県民の意見、提案の把握については、議会の審議や県民からの広聴などによるほか、引き続き、民間有識者からなる行財政改革推進委員会の審議をもって対応し、行財政改革に反映する。

（2）行財政改革の進行管理の徹底

庁内の行財政改革推進本部（本部長：知事）を中心に全庁的な体制で職員が一丸となって改革の実現に取り組むこととし、行政経営課においてその進行管理を行うものとする。

3 実施計画と実施状況の公表

本大綱に基づく各年度ごとの行財政改革の実施計画及び前年度の取り組みやその成果などの実施状況については、各年度ごとに公表するものとする。

4 大綱の改定

本大綱の改革項目の進捗状況や社会経済情勢の変化等により新たに取り組むべき課題への対応を図るため、必要に応じて適切な改定を行うものとする。

5 国に対する提案・要望

自己決定・自己責任に基づく地域主導型社会を形成するため、税財源の移譲等を含む真の地方分権改革を実現するよう、全国知事会等を通じて、引き続き、地方の視点から国に対し積極的に提案・要望する。

IV 行財政改革の内容

1 長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備

(1) 時代の要請に的確に対応する組織体制の整備

分権型社会における地域間競争を勝ち抜く地域・産業づくり、県民の安全・安心の確保、人口減少時代における新たな政策展開など、時代の要請に的確に応える機動的かつ効率的な組織体制の整備を推進する。

(2) 環境変化に対応した組織改正

業務のあり方を不断に見直すことにより、組織の簡素化を図るとともに、社会経済情勢など本県を取り巻く環境変化に対応した組織の再編・見直しを行う。

ア 知事部局組織の見直し

- ・ 出納長、副出納長、出納課の廃止（H19年度）
出納長制度の廃止に伴い、出納室を設置し、出納室長が会計管理者を兼務
- ・ 高等教育振興室の廃止（H19年度）
「大学コンソーシアム石川」の設立を契機とした、高等教育機関が主導する施策展開への移行
※ 大学コンソーシアム石川
石川県内の全ての高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)が連携して、高等教育の充実・発展及び地域社会の学術・文化・産業の発展に寄与することを目的として、設立された団体
- ・ 職業能力開発室の廃止（H19年度）
職業能力開発業務については、労働企画課の雇用推進、労働福祉業務と一体的に推進
- ・ 名古屋事務所の廃止（H20年度）
新たに「名古屋観光物産案内所(仮称)」（観光連盟）の設置を検討し、観光物産業務に重点化

- ・ 土木部技術管理課を廃止し、土木部監理課に技術管理室を設置（H19年度）
- ・ 企業局管理課に経営企画室を設置（H19年度）
電気事業の民間への円滑な譲渡、水道事業の経営計画の策定等を推進

など

イ 教育事務所の再編

合併の進展による所管市町数の減少と市町教育委員会の機能強化、道路や情報通信基盤の整備状況などを踏まえ、再編に向けた業務執行体制のあり方を検討

ウ 警察署、交番、駐在所の適正配置

治安情勢の変化に的確に対応できる精強な第一線警察の構築に向け、県民の安全・安心の確保に配慮しつつ、より効果的、効率的な配置を推進

2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

（1）財政の健全性維持に向けた基本方針

財政の中期見通しでは、本県の財政状況は、義務的経費の増嵩により、更に厳しくなることが見込まれており、引き続き、「県債残高の抑制」、「基金残高の確保」の2つの基本方針の下、財政の健全性維持に取り組む。

◎ 県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

◎ 基金残高の確保

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保

(2) 歳入確保に向けた取り組み

「三位一体の改革」による税源移譲を踏まえ、また、税負担の公平の観点から歳入確保の取り組みを強化するとともに、広告収入をはじめとした税外収入についても、自主財源を確保する観点から積極的に取り組み、歳入の確保を図る。

ア 歳入の確保

- ・ 税源移譲を踏まえた個人住民税徴収対策の強化
市町での徴収支援のための専任職員の配置（H19年度）
- ・ 税負担の公平を図る滞納整理の促進
動産の差押えとインターネット公売の活用（H19年度）
自動車差押え用タイヤロック（車輪止め装置による移動の制限）の導入（H19年度）
- ・ 税務調査の充実による適正課税の推進
- ・ 口座振替納税制度による納税推進
自動車税口座振替率の向上
10%（H17年度全国平均約5%の2倍）を目標

イ 広告収入の確保（H19年度）

印刷物への広告掲載、県ホームページにおけるバナー広告掲載など

※ バナー広告

インターネット広告の一種。文字又は画像で表示された広告で、広告主のページに接続する機能を有するもの

ウ 受益者負担の見直し・適正化

- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ 県営住宅駐車場の有料化（H19年度）
- ・ 産業技術専門校における授業料徴収の検討

エ 遊休財産の整理、処分

オ 多様な公金収納方法の検討

(3) 歳出全般の見直し

定員適正化計画の見直しなどによる職員費の削減をはじめ、一般行政経費の縮減、投資的経費の抑制に引き続き取り組むほか、財政運営の工夫による負担の平準化を図るなど、歳出全般について見直しを行う。

① 定員適正化計画の見直しと職員費の削減

ア 定員適正化計画の見直し

- ・ 現行の定員適正化計画を見直し、知事部局の職員数を5年間（H19年度～H23年度）で250人程度削減
企業局、各種行政委員会及び議会事務局については、組織規模に配慮しつつ、知事部局の定員削減の趣旨に則り、人員を削減
嘱託職員、臨時職員についても、業務内容の見直しを進めつつ、人員を抑制
- ・ 再任用制度の本格導入（H19年度）

イ 給料・諸手当等の見直し

- ・ 常勤特別職の給与等の減額延長（H19年度）
- ・ 常勤特別職の期末手当の10%減額延長（H19年度）
- ・ 管理職手当の定額化及び10%減額延長（H19年度）
- ・ 特殊勤務手当の更なる見直し

② 一般行政経費の縮減

ア 管理的経費の抑制

- ・ 内部管理事務の集約化
事務センター化の拡大（出先機関、県立学校）（H20年度以降）
総務事務センター（仮称）の設置による全庁的集約（H22年度以降）
- ・ 公用車運行業務の見直し（H19年度以降）
公用車台数の縮減と小型化推進
運転手配置の適正化
職員の配置や退職状況、特別職・部局長の搬送、災害対応などの業務の必要性を勘案しながら、順次見直し
運行管理業務の一元化

- ・旅費制度の見直し
外国旅行の支度料の原則廃止（H19年度）、宿泊料等の級区分の廃止（H19年度）
- ・被服貸与の見直し
貸与品目の縮減、貸与期間の延長
- ・県有施設への省エネルギー設備の導入
照明施設や空調ポンプへの省エネルギー装置の取付け など

イ 各種補助金等の見直し

助成目的の達成状況、市町との適正な役割分担及び費用対効果等の観点から廃止・重点化

- ・私学助成の見直し
高等学校入学金軽減対策助成の低所得者への重点化（H19年度）、助成のあり方見直しの検討 など
- ・職員互助会への助成の見直し
社会情勢の変化等に応じ、逐次、見直し
- ・単位納税貯蓄組合への助成の廃止（H19年度）
口座振替納税制度の活用による納期内納税への転換
- ・県単生活バス路線補助制度の見直し（H19年度）
助成対象算定基準等の見直し
- ・猫の不妊・去勢手術支援制度の廃止（H20年度）
飼い主自らの責任による動物の適正飼育の推進
- ・学会開催補助制度の見直し（H20年度）
国際学会誘致への重点化、冬季コンベンション誘致制度の創設
- ・青果物価格安定対策補助制度の見直し（H19年度）
基金造成等のルール見直し

③ 投資的経費の抑制

- ア 地域経済、雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合（H17年度＝51.8％、全国第12位）を全国平均を目途に順次抑制

イ 大規模施設整備の見直し

- ・既存施設の有効活用を優先し、新たな大規模施設の整備は極力抑制
- ・改築計画に基づき整備する施設については、計画の見直しを検討

ウ 施策目的に沿った公共事業の重点化

エ 「公共事業コスト構造改革プログラム」(計画期間：H16年度～H20年度)の推進

- ・総合コストをH14年度を基準としてH20年度までに15%縮減
H21年度以降も、引き続き、更なるコスト縮減を推進
- ・本県独自の地域の実情にあった整備基準（ローカルルール）の積極的活用

1.5車線の道路・農道整備、河川のピンポイント改良、あんしん歩行空間整備、土木構造物の長寿命化(アセットマネジメント)、住民参加による整備・管理の推進 など

※ アセットマネジメント

費用が最少となるように計画的かつ効率的に構造物を維持、管理すること

オ 県単施設整備費補助制度の見直し

- ・コミュニティ施設助成制度の見直し検討
- ・自立支援型住宅リフォーム補助制度の見直し（H19年度）
対象を低所得者に重点化
- ・農業機械等整備補助制度の見直し（H19年度）
対象を企業的経営を目指す担い手や、付加価値の向上などの産地競争力の強化につながる事業に限定
- ・市町管理漁港・港湾整備事業への助成方法の見直し（H19年度）
起債を有効活用した助成制度への移行

④ 財政運営の工夫による負担の平準化

ア 公債費の償還期間の延長

施設等の耐用年数も考慮し、銀行等引受債の償還年限を原則20年から原則30年に延長するとともに、既発行債についても、借換時にトータル30年償還となるよう償還期間を延長し、公債費負担を平準化

イ 基金の有効活用

- ・基金からの借入れによる財政負担の平準化
- ・県有施設整備基金の充当事業の拡大

ウ 退職手当債の発行

人件費の削減による将来の財政負担軽減の範囲内での発行による退職手当負担の平準化

エ 行政改革推進債の発行

行財政改革による将来の財政負担軽減の範囲内での発行による当面の財政負担の軽減

3 時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し

(1) 時代の変化を踏まえた事務事業の廃止・見直し

社会経済情勢の変化に的確に対応し、事務事業のあり方について不断に点検を行うとともに、時代に適合しなくなっているもの、その必要性が減少してきているものについては、積極的に廃止、見直しを進める。

ア 県立大学附属経営農場の廃止

施設の老朽化、県立大学の実習カリキュラムの状況を踏まえ、附属経営農場(宝達志水町)を廃止し、附属実験農場(野々市町)に必要な機能を移転

イ 児童会館機能の見直し (H20年度)

子ども交流センターへの改編による機能の充実とソフト施策でのボランティアの活用 など

ウ 名古屋事務所の廃止 (H20年度) (再掲)

エ 海外駐在員事務所のあり方検討

これまでの成果、今後の企業ニーズを踏まえ、海外駐在員事務所(上海、ニューヨーク)の必要性や効果的なあり方を検討

- オ 水産種苗生産体制の見直し
生産魚種の重点化、生産量の見直し など
- カ 漁業調査指導船祿剛丸の運航停止（H19年度）
白山丸への調査の集約化 など
- キ 県営住宅のあり方見直し
・ 公営住宅に占める県営住宅の状況を勘案し、管理戸数を見直し
・ 既設県営住宅の市町への移管の検討
・ 特別県営住宅・改良住宅の廃止の検討
- ク 県立体育館の廃止（総合スポーツセンター（仮称）開館後に廃止）

（２）役割分担を踏まえた事務事業の市町・民間への移管

県と市町、行政と民間それぞれの役割分担を踏まえ、県民の利便性やサービスの質の向上の観点から見直しを進め、住民により身近な事務事業や、民間に委ねることが可能な事務事業については市町や民間への移管を推進する。

- ア 消費生活相談体制の見直し
・ 住民に身近な市町の相談体制の充実を支援するとともに、消費生活相談室（小松、中能登、奥能登）を廃止（H22年度）
高度の専門性、広域的見地からの配慮を必要とする苦情の処理、あっせん等に重点化
- イ 県立美術館喫茶室の民営化（H20年度）
- ウ 身体障害者授産所セルプはくさん（野々市町）の民立化（H19年度）
- エ 計量検査業務の民間活用（H19年度）
民間計量士による代検査制度の利用促進

- オ 旅券の申請受付・交付事務の市町への権限移譲の検討
旅券法の改正を受け、市町窓口において旅券の申請・交付ができるよう、その権限を移譲
- カ 開発許可事務等の市町への権限移譲の拡大
市街化調整区域を有する市町を対象に移譲を推進（H19年度以降順次）
- キ 電気事業の民間への譲渡（H21年度）
電力自由化の流れの中で、県営で実施する意義が薄れたことから、事業を民間へ譲渡し、企業局を廃止
- ク 市町の生涯学習・社会教育への支援・助言業務の見直し
・市町への派遣社会教育主事の引き揚げ（H19年度以降順次）
・教育事務所（小松、金沢、中能登、奥能登）社会教育課の廃止（H20年度）
市町村合併の進展を踏まえ、市町の生涯学習・社会教育への支援・助言業務を本庁（生涯学習課）へ集約
- ケ 試験研究機関における検査業務のあり方検討
検討チームによる業務見直し（H19年度）
- コ 不動産取得税に係る非木造建物の評価の分担を見直し（H19年度以降順次）

（3）公社外郭団体等の見直し

公社外郭団体については、議会の審議や提言も踏まえ、その果たすべき役割や県関与のあり方について見直しを行い、統廃合・再編や業務見直しを進め、自立化、経営の効率化を推進する。

また、特別会計・事業会計事業についても、その効率化、健全化を図る観点から、運営体制などを見直しを進める。

① 公社外郭団体の見直し

- ア 公社外郭団体に対する県派遣職員の引き揚げ
県派遣職員の配置の必要性を改めて検討し、順次、引き揚げ
- イ 公社外郭団体の情報公開の拡大（H19年度）
 - ・役員報酬・退職金に関する規程及び役員在任年齢規程の整備と公開の推進
 - ・職員数、職員給与に関する情報公開の推進
- ウ 能登地域高等教育振興財団の廃止（H19年度）
- エ いしかわ女性基金の運営の見直し
県からの支援及び執行体制のあり方の検討
- オ 長寿生きがいセンターのあり方見直し
県社会福祉協議会との統合について検討
- カ 地場産業振興センターと産業創出支援機構の統合（H23年度以降）
- キ 県民ふれあい公社健民スポレクプラザの運営見直し
利用料金制の仕組みを活用した管理委託への移行（H19年度）
- ク 観光連盟事務局の本庁舎内への移転（H19年度）
県行政との連携強化による誘客事業の推進
- ケ 国際交流協会の機能的な運営
 - ・ホームステイ・ボランティアの新規開拓など、受講者の拡大に向けた日本語・日本文化研修センターの機能強化
 - ・剰余金の活用による県補助金の縮減など、より自立的な協会運営の推進 など
- コ 石川21世紀農業育成機構業務の見直し
担い手に対する経営支援業務を県等に移管（H19年度）

- サ 農業開発公社畜産事業の見直し
 - ・ 牧場公園(宝達志水町)の廃止 (H 1 9 年度)
 - ・ 育成放牧場(3放牧場)の再編
育成頭数の推移を踏まえ検討

- シ まちづくりセンターと建設技術センターの統合 (H 1 9 年度)

- ス 道路公社の経営改善
 - ・ 案内標識の充実、割引制度の周知などによる有料道路の利用促進
 - ・ 料金徴収業務の完全民間委託 (H 2 1 年度)

- セ 住宅供給公社廃止に向けた準備
 - ・ 分譲宅地の早期売却
分譲中の3団地の販売促進
 - ・ 公社の廃止準備体制の検討
廃止時の保有資産等の円滑な承継体制の検討

- ソ 石川県体育協会の経営改善
 - ・ 生涯スポーツ・ニューススポーツ団体の新たな加盟の促進などによる財政基盤の確立
 - ・ 競技団体・県外大学等の合宿誘致などによる医王山スポーツセンターの利用促進

② 特別会計・事業会計事業の見直し

- ア 県立病院の医療機能の総合的な充実及び運営体制の見直し検討(公営企業法全部適用、地方独立行政法人化)
 - 政策医療・高度医療等の総合的な充実、経営効率化に向けた運営体制の検討

- イ 金沢競馬の経営の健全化
 - ・ 経営改善計画(計画期間：H 1 9 年度～H 2 1 年度)に基づいた取り組みの推進
広報活動の強化による販売促進、他場との連携強化や在宅投票等の強化推進による収益の確保、人件費の削減、民間委託による業務の効率化
 - ・ 計画期間内において、経営改善状況を踏まえ、今後のあり方を判断

ウ 電気事業の民間への譲渡（H21年度）（再掲）

（4）審議会等の見直し

設置目的を踏まえた整理・統合を進めるとともに、女性登用率の向上などにより、県民の県政への参画機会の拡充に取り組む。

ア 設置目的を踏まえた審議会等の統廃合等

- ・ 青少年健全育成審議会及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会を子ども政策審議会に統合（H19年度）
- ・ 金沢西部地区土地区画整理審議会の廃止（H19年度） など

イ 審議会等における県民の参画機会の拡充

女性登用率の向上、委員公募制の導入検討 など

4 事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

（1）民間ノウハウの活用

県民サービスの向上や行政運営の効率化に向け、「民間にできることは民間に任せる」という考え方のもと、業務の民間委託などを進めるとともに、公の施設への指定管理者制度の導入拡大を図ることにより、民間ノウハウの活用を推進する。

ア 外部委託の拡大、民間派遣職員等の活用（H19年度以降順次）

職員の配置や退職状況を勘案しながら、順次拡大

- ・ 新たに委託等を行うもの
 - － 旅費事務
 - － 本庁舎電話交換業務
 - － 県立美術館受付・看視業務
 - － 歴史博物館受付・解説業務

- － 青少年の健全育成支援等業務(子ども交流センター)
- － 外来診療科窓口業務、医療用器材の洗浄・滅菌等業務（中央病院）
- － 外来窓口業務、診療報酬請求等事務(高松病院)
- － 家畜飼養管理・草地管理業務(能登畜産センター)
- － 金沢城公園菱櫓等の料金徴収・案内業務
- － 県立図書館窓口業務

・委託等の範囲を拡大するもの

- － 職員研修業務(自治研修センター)
- － 金沢競馬広報等業務
- － 公共事業施工管理業務、公物管理業務
- － 道路保全業務
- － 調理業務

保育専門学園附属泉保育所、児童生活指導センター、障害者職業能力開発校、県立学校、警察学校 など

イ 指定管理者制度導入施設の拡大（H20年度以降順次）

- － 森林公園津幡園地(公募制への移行)
- － 伝統産業工芸館
- － 青年の家、少年自然の家
- － 自然史資料館
- － 総合スポーツセンター（仮称）
- － 武道館、卯辰山相撲場

（２）地方独立行政法人制度の活用・検討

民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務事業を効率的・効果的に行わせるため、地方独立行政法人制度の活用・検討を行う。

ア 県立大学、看護大学

教育・研究の質の向上、地域貢献体制の強化、業務の効率的・効果的遂行に向け、地方独立行政法人化を検討

イ 県立病院（再掲）

医療機能の総合的な充実及び運営体制の見直し検討（公営企業法全部適用、地方独立行政法人化）

ウ 錦城学園、精育園

セーフティネットを維持しつつ、県民のニーズに的確に応えていく観点から、地方独立行政法人制度の活用を検討

エ 試験研究機関

地域貢献体制の強化と運営の効率化の観点から、地方独立行政法人制度の活用を検討

（３）事務処理の工夫による業務の効率化・適正化

限られた資源の中で簡素で効率的な行政運営を行っていくため、事務の集約、ITの活用、入札制度の改革など、仕事の進め方を見直すことにより、業務の効率化・適正化を推進する。

ア 事務の集約による業務の効率化

- ・法人関係税の課税業務の集約化（H19年度）

専任職員の配置による適正課税の推進

- ・内部管理事務の集約化（H20年度以降）（再掲）

イ 口座引き落としの活用による公共料金支払い事務の効率化（H19年度）

ウ 看護大学と県立大学の一般科目（一般教養）教員の兼任（H19年度）

エ ITの活用による業務の効率化

- ・各種システムの効率的な管理、利活用、調達適正化

「情報システム調達ガイドライン」を活用し、情報システムの導入、運用管理の効率化を推進

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大

本人確認情報利用事務の拡大（H19年度）

- ・L G W A N（国・県・市町村の広域行政ネットワーク）の活用拡大

行政機関への文書配付の運用ルールに基づく電子化の拡大 など

- ・差押え物件のインターネット公売（H19年度）（再掲）

オ 入札制度の改革

- ・公共工事における一般競争入札の対象拡大（H19年度）
- ・物品調達におけるオープンカウンター方式（自由参加型見積制度）の拡大（H19年度）

（４）施設・資産の有効活用と適正管理

県有施設や県の資産について、サービスの質の向上と効果的、効率的な管理を図る観点から、管理運営方法の見直しを行うなど、その有効活用と適正な管理を推進する。

ア 兼六園周辺文化施設の活性化

- ・県立美術館のリニューアル（H20年度）
- ・石川近代文学館のリニューアルと運営見直し（H20年度） など

イ 白山ろく民俗資料館の運営見直し

冬季休館による施設管理の効率化（H19年度）

ウ 夕日寺健民自然園の運営見直し

地域、事業者、NPO等との連携、協働による運営の検討

エ 森林の持つ公益的機能の確保

いしかわ森林環境税の導入（H19年度）

オ 職員住宅・公舎の効率的な管理運営

職員住宅と職員公舎の区分の廃止（H19年度）

知事部局、教育委員会、警察本部がそれぞれ所管している公舎等の相互利用を促進

通勤可能な県内4地区毎の一元的管理への転換（H19年度）

老朽公舎等の廃止、新築・建て替えの原則凍結（H19年度以降）

カ 紀尾井会館（東京宿泊所）のあり方検討

- キ 県有施設の長寿命化の推進
県有施設保全管理基準の策定（H19年度）

- ク 職員駐車場の料金徴収拡大の検討

（５）職員のモチベーションの強化と環境の整備

柔軟で機動的な行財政システムを構築するためには、職員一人ひとりのモチベーション（動機づけ、意欲）を高め、意識改革を促すことが重要である。このため、職員の意欲、適性、能力を活かす人事管理、やる気を高めるための仕組みの充実を図るとともに、働きやすい勤務環境の整備を推進する。

① 職員の意欲・適性・能力を活かす人事管理の推進

- ア 管理職員のマネジメント能力強化
管理者研修の充実
- イ 給与への勤務実績反映の推進
- ウ 分限制度の適切な運用
分限処分ルール of 策定
- エ 職員採用の大括り化等総合人事の検討
より弾力的で柔軟な職員配置が可能となるよう、関連性のある職種 of 統合を検討
- オ 職種間の人事交流の拡大

② 職員のやる気を高めるための仕組みの充実

- ア 職場内コミュニケーションの向上

イ 職員有志によるオフサイトミーティングの実施

※ オフサイトミーティング

職場での立場や肩書きをはずし、ざっくばらんな雰囲気で行う行政課題についての会議

ウ 若手・女性職員の育成・登用

職員研修の充実、女性職員の職域拡大 など

③ 働きやすい職場環境の整備

ア 職員の健康管理対策の充実

人間ドック受診枠の拡大、メンタルヘルス（心の健康）対策の充実 など

イ 県庁舎の完全分煙化

県民が多く訪れるフロアから、順次、完全分煙化

ウ 子育てとの両立等に配慮した勤務環境の改善

育児、介護を行う職員の早出遅出勤務制度の導入（H19年度）など